平成２０年（フ）第３９４号
金沢市諸江町下丁114番地７
破産者　株式会社エイダ
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第４８７号
名古屋市東区相生町78番地
破産者　スーパツクスジヤパン株式会社
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２６７４号
愛知県高浜市稗田町４丁目６番地８
破産者　東洋瓦工業株式会社
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８１号
名古屋市東区葵２丁目11番18号
破産者　株式会社ルックランド
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９３号
山梨県山梨市鴨居寺542番地の２
破産者　株式会社若尾建設
１　決定年月日　平成22年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
大津市大物472番地の１
破産者　有限会社木村商会
１　決定年月日　平成22年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７号
香川県高松市郷東町１番地11
破産者　株式会社エイトエーヴィセンター
１　決定年月日　平成22年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第７９８号
長崎県長崎市鳴見町666番地14
破産者　テラダ興産有限会社
１　決定年月日　平成22年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７３４号
熊本市萩原町９番47号
破産者　株式会社大繊
１　決定年月日　平成22年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１２３３号
大阪市西淀川区佃１丁目６番２号
破産者　山本　雅信
１　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
２　一般調査期日　平成22年10月25日午後４時
平成22年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１３号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番112―208号
破産者　吉村　和子
１　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
２　一般調査期日　平成22年10月21日午後３時30分
平成22年８月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９号
大阪府高槻市津之江町１丁目22番４号、開始決定時の住所大阪府枚方市山之上西町４番10号
破産者　大栄住宅建設こと　久保　民夫
１　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
２　一般調査期日　平成22年10月25日午後３時30分
平成22年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５７４号
京都市左京区浄土寺下南田町85番地、開始決定時の住所大阪市城東区古市３丁目１番２―607号
破産者　桐原悦太郎
１　破産債権の届出期間　平成22年10月13日まで
２　一般調査期日　平成22年11月24日午前10時
平成22年８月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第１９３号
愛媛県松山市古川北２丁目14番29号
破産者　奥村　　實
特別調査期日　平成22年11月15日午前11時
平成22年８月20日　松山地方裁判所

債権者集会招集

平成２１年（フ）第８５号
徳島県海部郡海陽町奥浦字新町28番地２
破産者　寺島　將智
１　期日　平成22年10月18日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月17日　徳島地方裁判所阿南支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２０２号
熊本県人吉市西間上町2383番地
破産者　合資会社山本工務所
異議申述期間　平成22年10月12日まで
平成22年８月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２０３号
熊本県人吉市東間上町2747番地１
破産者　山本　一喜
異議申述期間　平成22年10月12日まで
平成22年８月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４５９号
熊本県八代市袋町６番38号
破産者　マルユ商江株式会社
異議申述期間　平成22年10月12日まで
平成22年８月20日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５５０号
宮崎県西都市大字三納3304番地１
破産者　黒川　忠男
異議申述期間　平成22年10月20日まで
平成22年８月20日　宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第９１号
石川県七尾市本府中町ワ部39番地５
破産者　竹本　　弘
１　決定年月日　平成22年７月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２３４号
愛知県稲沢市松下２丁目14番４号　松下倶楽部Ａ201
破産者　小﨑　幸二
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部